

地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について（変更の概要）

○ 令和4年10月にガバメントクラウドの利用に係る各種規定や地方公共団体、ASP、CSP等の関係主体間の責任分界の考え方などを記載した「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に係る基準【1.0版】」を公表した。今般、各関係主体間の契約で規定すべき相互関係の全体像の整理、ガバメントクラウドを利用する上での責任を有する範囲や各関係主体者が講ずるべき処置などをより明確化するため、令和6年3月末までの状況を整理し当該文書の改訂を行う。なお文書名は「利用について」に改めるものの、当該基準を踏襲した内容であることから版番号は【2.0版】とする。

主な変更点は以下のとおりである。

- 地方公共団体、ASP、CSP、ガバメントクラウド運用管理補助者、回線運用管理補助者といった関係主体の整理と、関係主体間の責任分界や責任範囲、講ずるべき処置などについて整理し、記載を改める。
- ガバメントクラウド利用料の支払い方法について現状検討中の全体像を示す。（今後の検討により変更もありうる）
- ガバメントクラウド接続サービスについて提供終了に伴い項目を削除する。

本書の位置づけ

関連資料の概要

